東京都公立高等学校PTA連合会
会則・施行細則・規程集

平成25年 6月 6日作成

東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　本会は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会と称し、事務所を、〒167-0052 東京都杉並区南荻窪４丁目２９番１０号　田丸ビル２０５号におく。

（組織）

第２条　本会は、東京都の公立高等学校ＰＴＡを加盟単位とし、地区ＰＴＡ連合会をもって組織する。ここでいう地区は、別に施行細則に定める。

２．本会は、一般社団法人全国高等学校ＰＴＡ連合会の構成員となる。

（目的）

第３条　本会は、ＰＴＡの健全な発展と青少年の健全育成につとめ、各地区および単位ＰＴＡの相互間の連絡連携を密にし、その活動の発展および高等学校教育の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

（１）単位ＰＴＡ並びに地区連合会の活動推進のための事業

（２）高校教育並びに文教行政に関する調査研究と意見の具申

（３）教育に関する世論を形成するための活動

（４）教育関係諸団体との連携

（５）東京地区高等学校ＰＴＡ連合会大会に関する事業

（６）その他本会の目的達成に必要な事業

２．本会は、政治・宗教・営利目的に関することは行わない。

第２章　役　職

（役職）

第５条　本会に次の役職をおく。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　６名以内

（３）理　事　２３名以内

（４）評議員　　７名以内

（選出・被選資格）

第６条　会長、副会長、理事、評議員の選出は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会会則・施行細則の定めるところによる。また、地区長の選出については各地区ＰＴＡ連合会の会則に定めるところによる。

２．会長は、選挙当日の加盟高等学校の現職ＰＴＡ会長から選出する。ただし、加盟高等学校の現職ＰＴＡ会長退任後３年間は、別途定める選挙に関する規程により、その被選資格を有する。

３．会長および副会長は就任後連続して３年を限度とする。

（任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２．副会長は、会長を連携して補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するとともに、総務・会計、および各地区の担当として、日常の会務を遂行する。

３．地区長は、運営委員会に参画し、本会の事務および運営全般について、協議・決定する。
４．理事は、運営委員会に参画し、本会の事務および運営全般について、協議・決定するとともに、常置委員会の構成員として会務を処理・執行する。
５．評議員は、評議員会を構成し、本会の事業活動の方向性、運営委員会の意思決定過程、会長、副会長および理事の業務執行状況を評価し、運営委員会および総会に提案報告する。
６．監事は、評議員２名をもって構成し、会計を監査する。

（任期）

第８条　会長、副会長、理事、評議員の各任期は、当該年度の総会から次年度の総会までの１年間とする。
２．評議員を除く役職については、その再任を妨げない。
３．補欠により選任された任期は、前任者の残任期間とする。ただし、副会長、理事、評議員については、前任者は後任者の就任時まで引き続きその職務を行う。

（解任）

第９条　運営委員会は、会長または副会長が次の（１）号から（４）号の一に該当するとき、出席者の過半数の同意によりこれを解任することができる。
（１）本人の死亡
（２）本人からの辞退申し入れ
（３）長期療養を要する疾病
（４）刑事罰等を受けた時
２．運営委員会は、会長、副会長に職務上の義務違反があると認められるとき、出席者の過半数の同意により辞任を勧告することができる。なお、会長・副会長がこれに同意せず辞任しない場合は、臨時総会での出席者の過半数をもって解任することができる。
３．各地区ＰＴＡ連合会は、自らの地区より選出した地区長、理事、評議員が、第１項の各号の一に該当するとき、または職務上の義務違反があるときは当該地区長、理事、評議員並びに監事を解任することができる。

（後任者）

第１０条　前条の規程に基づき、会長の解任があったときは、選挙に関する規程に基づき選出するものとする。ただし、解任日が１２月１日以降の場合は、選挙は行わない。
２．　副会長、地区長、理事、評議員が欠員となった場合の後任者の選出は施行細則による。

第３章　会 議

（総会）

第１１条　総会は、本会の最高決議機関であり、本会加盟単位ＰＴＡの当該年度の会長をもって構成する。ただし、当該年度の会長が役員会構成員である場合もしくは総会に出席することが困難な場合には、当該単位ＰＴＡの責任において総会代理人１名を立てることができる。ここで、会長または総会代理人を総会の議決権者という。
２．　定期総会は、会長の招集により、毎年１回開催する。
３．　会長が必要と認めた場合、または、運営委員会出席者の過半数議決により要求した場合、臨時総会を開催する。
４．　定期総会および臨時総会は、構成員である議決権者の２分の１（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。

第１２条　総会は、次の事項について報告・承認並びに審議決定を行う。
（１）報告・承認事項
イ　前年度の活動報告と承認

ロ　前年度の決算および監査報告と承認
ハ　選挙管理委員会報告
ニ　理事・評議員および監事の報告
ホ　地区長・東京地区大会の報告
ヘ　その他必要と認めた事項

（２）審議決定事項
イ　当年度の活動計画
ロ　当年度の予算
ハ　会則の改廃
ニ　その他必要と認めた事項

２．会議の議決は、出席議決権者の過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（運営委員会）

第１３条　運営委員会は、会長・副会長・地区長・理事によって構成される。評議員は、運営委員会に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。

２．運営委員会は、会長が必要と認めた場合、または運営委員会構成員の３分の１の書面による請求があった場合、会長がこれを招集する。

３．運営委員会は、議長および副議長を各１名おく。

４．運営委員会は、その構成員の３分の２以上（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数により議決する。

５．運営委員会は、施行細則に定める事項について協議・決定する。

（役員会）

第１４条　役員会は、会長・副会長をもって構成する。

２．　役員会は、会長が招集し、施行細則に定める事項について話し合う。

（評議員会）

第１５条　評議員会は、評議員によって構成される。会長は、評議員会に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。

２．　評議員会は、会議毎に評議員の持ち回りにより司会を選出し審議を行う。

３．　評議員会は、評議員の３分の２以上（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数を持って議決する。

第４章　委員会

（委員会）

第１６条　本会は、次の委員会をおき、必要に応じて特別委員会をおくことができる。

（１）　常置委員会
（２）　選挙管理委員会
（３）　特別委員会

２．常置委員会は理事、必要に応じて各地区から募る協力員によって構成され、本会の活動推進に関わる事項についてこれを執行し、運営委員会へ提案・報告する。

３．特別委員会は、各単位ＰＴＡ会長および単位ＰＴＡ会長退任年度を含め３年以内の者より構成され、会長の推薦および自薦により成立する。会長の諮問に答申し、その答申内容を運営委員会に報告して終了する。

４．常置委員会規程、選挙に関する規程は、別に定める。

第５章　地区長会並びに全都会長会

（地区長会並びに全都会長会）

第１７条　本会と各地区連合会相互の連絡協調を諮るため、地区長会をおく。

２．本会と各単位ＰＴＡ相互の連絡協調を諮るため、全都会長会をおく。

３．地区長会並びに、全都会長会は、必要に応じて会長が招集する。

第６章　会　　計

（会費等）

第１８条　本会の会費等は、別に施行細則に定める。

２．本会の会費等は、毎年４月１日から５月３１日までに納付するものとする。また、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

（経費）

第１９条　本会の経費は、会費その他により支弁する。

（会計年度）

第２０条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

第７章　表　　彰

（表彰）

第２１条　本会は、ＰＴＡ活動を通して、社会教育の発展に貢献した個人または団体に対し表彰を行うことができる。

２．会員校の生徒活動ＰＴＡ活動において顕著な成績を収めた場合は、その個人または団体に対して表彰を行うことができる。

３．表彰についての必要な事項は、表彰規程による。

第８章　事務局

（事務局）

第２２条　本会の事務を処理するため事務局をおく。

２．事務局員の任免は、運営委員会の決定をうけ会長が行う。

３．事務局員は、委員会等が必要とし会長が認めた場合、その会議に出席することができる。

４．事務局についての必要な事項は、事務局規程による。

第９章　会則の改廃および本会の解散

（会則の改廃）

第２３条　本会の会則は、総会において、議決権者の３分の２以上の同意により改廃することができる。

２．　改廃案は、総会の１０日前までに、加盟単位ＰＴＡに知らせなければならない。

（解散）

第２４条　本会の解散および残余財産の処分は、総会において議決権者の３分の２以上の同意を得なければならない。

２．　本会の解散時に残余負債（リース残債等）を生じた場合は、 残余の資産にてその支払いに充当する。充当しきれない負債が残った場合は解散時点での本会会員校において均等負担にて一括処理する。資産が負債を上回った場合は本会会員校に均等に分配する。

第１０章　顧問・相談役および施行細則･規程

（顧問・相談役）

第２５条　本会は、運営委員会の承認を経て、顧問・相談役をおくことができる。但し、顧問は東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会会長を退任して３年以内の者、相談役は校長協会が推薦する者２名、副校長会が推薦する者１名、経営企画室長会が推薦する者１名を上限とする。

（施行細則・規程の制定および変更）

第２６条　本会の運営に必要な施行細則・規程は、運営委員会で定める。

２．　運営委員会は、施行細則・規程を制定または変更したとき、その後開催の総会に報告しなければならない。

付則

本会則は、昭和５７年　１月１４日より施行する。

昭和５９年	７月２０日	改正	同年　７月２１日	施行
昭和６１年	２月１８日	改正	同年　２月１９日	施行
昭和６２年	６月２６日	改正	同年　６月２７日	施行
昭和６３年	６月２１日	改正	同年　６月２２日	施行
平成　５年	６月２４日	改正	同年　６月２５日	施行
平成　６年	９月　７日	改正	同年　９月　８日	施行
平成　８年	５月１１日	改正	同年　５月１２日	施行
平成１０年	６月２３日	改正	同年　６月２４日	施行
平成１２年	６月２４日	改正	同年　６月２５日	施行
平成１３年	６月２３日	改正	同年　６月２４日	施行
平成１４年	６月２２日	改正	同年　６月２３日	施行
平成１５年	６月２１日	改正	同年　６月２２日	施行
平成１６年	６月１９日	改正	同年　６月２０日	施行
平成１８年	１１月２９日	改正	同年１１月３０日	施行
平成１９年	１２月　６日	改正	同年１２月　７日	施行
平成２０年	１月２５日	改正	同年　１月２６日	施行
平成２０年	５月２１日	改正	同年　５月２２日	施行
平成２０年	１１月３０日	改正	同年１２月　１日	施行
平成２１年	６月１２日	改正	同年　６月１３日	施行
平成２２年	５月１３日	改正	同年　５月１４日	施行
平成２３年	６月１０日	改正	同年　６月１１日	施行
平成２４年	２月１２日	改正	同年　２月１３日	施行
平成２５年	２月　２日	改正	同年　２月　３日	施行

（改正に伴う付帯事項）

・会則等の条項の見直しは必要に応じて討議される。

東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会施行細則

（目的）

第１条　本施行細則は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会会則（以下、会則という）に基づき、会務の円滑な運営に必要な事項を定める。

（会員）

第２条　会則第２条のＰＴＡとは、当該高等学校において、ＰＴＡの実態を有するものとし、当該高等学校ＰＴＡの構成員をもって組織する。

２．会則第２条の地区とは、加盟校一覧表に記載の構成とする。

（会長の選出）

第３条　会長は、会則第６条第２項に定める被選資格者のうちから選出するものとし、選挙の行われる当該年度の単位ＰＴＡ会長（または代理人）、運営委員会構成員により選挙を行い、選挙結果は、新年度運営委員会および評議員会に報告した後、総会において報告する。

２．会長選挙に関しては、別途定める。

（副会長、地区長、理事、評議員および監事の選出および任期）

第４条　各地区より副会長１名、地区長１名、理事２～３名、評議員１名を選出する、選出方法は問わない。ただし地区加盟校数が１０校を下回り、理事の選出が困難な場合は理事１名の選出とする。また、島嶼（しょ）地区については地区長１名とし理事を兼ねる。

前記の各地区選出理事以外に、会計担当の理事１～２名を選出する。

２．副会長、地区長、理事、評議員は各地区の推薦を経て、会計担当の理事は会長の推薦を経て、会長選挙の行われる当該年度運営委員会の承認のうえ、総会において報告する。

３．監事は、各地区選出の評議員２名の輪番とし、会長選挙の行われる当該年度運営委員会の承認のうえ、総会において報告する。

４．理事の被選出資格については当該年度加盟の単位ＰＴＡ会長および単位ＰＴＡ会長退任年度を含め３年以内の者（当該年度本会加盟校に限る、ただし閉校または閉課程校についてはこの限りでない）とする。

５．原則として評議員の被選出資格は当該年度加盟校の単位ＰＴＡ会長退任年度を含め３年以内の地区長または理事の経験を有する者とするが、該当者がいない場合は地区の決定によるものとする。ただし本会会長・副会長経験者を除く。

６．地区長、理事、評議員および監事の任期は当該年度総会から次年度総会までの１年間とし、会則第９条第３項の解任により任期途中での欠員が生じたときは、当該地区は速やかに後任者を選出の上本会に提案し、運営委員会の承認を得なければならない。

（役員会）

第５条　役員会は、次の事項を検討・処理するものとし、必要に応じて、役員会構成員以外の者の出席を求め、その報告・意見を求めることができる。

（１）　本会の運営に関する基本的方針の検討

（２）　運営委員会および評議員会に付議すべき事項の検討

（３）　国、地方公共団体、その他の公私団体への派遣担当者からの報告・意見に基づく処理方針の検討

（４）　運営委員会より委任された事項の検討

（運営委員会）

第６条　運営委員会は、次の事項を検討・処理するものとする。

（１）副会長、地区長、理事、評議員および監事の承認

（２）地区長、理事、評議員および監事の後任者の承認

（３）本会の事務および運営全般について協議・決定
（４）役員会から付議された事項の検討
（５）各団体の派遣担当者の決定および派遣継続の承認
（６）総会の議長および副議長の推薦
（７）年度始めから定期総会までの暫定予算案の承認
（８）本施行細則・規程の改廃の承認

（派遣担当者）

第７条　各団体の派遣担当者は運営委員会で決定し会長がそれを委嘱する。
派遣担当者は派遣先での職務を遂行し内容を運営委員会に随時報告する。

２．派遣担当者の内で、派遣先団体において委嘱期間が定められた審議会または協議会等に属した場合、運営委員会の承認のもとに当該期間終了までその派遣を継続することができる。

（総会の招集）

第８条　定期総会は、毎年６月中に招集する。

（総会の議長、副議長）

第９条　総会の議長および副議長は、顧問・地区長・評議員から２名を運営委員会で推薦し、総会の承認を得る。

（会計処理）

第１０条　会計事務および資産は、会計担当理事が担当副会長の助言および事務局の協力を得て適正に管理する。

（予算）

第１１条　本会の経理は定期総会で承認された予算に基づいて行われる。ただし、年度始めから定期総会までは、会計担当理事が担当副会長の助言および事務局の協力を得て暫定予算案を作成し、運営委員会および評議員会の承認を得る。

（会費等）

第１２条　本会の会費は１年間当たり、加盟高等学校毎に在籍生徒数×１１０円とする。

（規程）

第１３条　以下に示す規程は、別に定める
（１）常置委員会規程
（２）選挙に関する規程
（３）東京地区高等学校ＰＴＡ連合会大会実施規程
（４）事務局規程
（５）経理規程
（６）監査規程
（７）表彰規程
（８）旅費規程
（９）慶弔規程
（１０）特別活動資金規程

（安全互助）

第１４条　生徒・ＰＴＡの活動を幅広く補償するため総合補償制度・賠償責任補償制度を定める。

（改廃）

第１５条　本施行細則・規程は、運営委員会の承認を経て改廃し、総会に報告する。

付則

本施行細則は、昭和５７年　１月１４日より施行する。

昭和５９年	７月２０日	改正	同年　７月２１日	施行
昭和６１年	２月１８日	改正	同年　２月１９日	施行
昭和６２年	６月２６日	改正	同年　６月２７日	施行
昭和６３年	６月２１日	改正	同年　７月２２日	施行
平成　５年	６月２４日	改正	同年　６月２５日	施行
平成　６年	９月　７日	改正	同年　９月　８日	施行
平成　８年	５月１１日	改正	同年　５月１２日	施行
平成１０年	６月２３日	改正	同年　６月２４日	施行
平成１２年	６月２４日	改正	同年　６月２５日	施行
平成１３年	６月２３日	改正	同年　６月２４日	施行
平成１４年	４月２０日	改正	同年　４月２１日	施行
平成１５年	２月２２日	改正	同年　２月２３日	施行
平成１６年	４月１７日	改正	同年　４月１８日	施行
平成１７年	１２月２２日	改正	同年１２月２３日	施行
平成１８年	５月１８日	改正	同年　５月１９日	施行
平成１９年	２月　１日	改正	同年　２月　２日	施行
平成２０年	３月２７日	改正	同年　３月２８日	施行
平成２０年	４月１７日	改正	同年　４月１８日	施行
平成２０年	５月１５日	改正	同年　５月１６日	施行
平成２１年	５月２１日	改正	同年　５月２２日	施行
平成２３年	１月　８日	改正	同年　１月　９日	施行
平成２３年	１０月　５日	改正	同年１０月　６日	施行
平成２４年	４月２０日	改正	同年　４月２１日	施行
平成２５年	２月２１日	改正	同年　２月２２日	施行

平成２５年度東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会　加盟校一覧　２５年６月８日現在

地区	学校名		地区	学校名		地区	学校名	
西部南地区	片倉		中部南地区	駒場		東部北地区	小石川	
	翔陽			目黒			竹早	
	八王子北			深沢			向丘	
	八王子東			園芸			工芸	
	富士森			富士			浅草	
	松が谷			杉並			上野	
	立川			調布北			荒川工業	
	府中			狛江			青井	
	府中西			神代			足立	
	農業						足立西	
	昭和						足立東	
	調布南						江北	
	小川						淵江	
	永山						足立工業	
	野津田						竹台	
	町田							
	山崎							
	町田工業							
	日野							
	日野台							
	南平							
	国立							
２２			９			１５		

地区	学校名		地区	学校名		地区	学校名	
西部北地区	武蔵野北		中部北地区	鷺宮		東部南地区	蒲田	
	多摩			武蔵丘			美原	
	拝島			農芸				
	小金井北			豊島				
	小平			文京				
	小平西			飛鳥				
	小平南			王子総合				
	東村山			板橋				
	東村山西			大山		２		
	国分寺			北園				
	福生			井草				
	多摩工業			大泉				
	東大和			田柄				
	東大和南			練馬工業				
	清瀬							
	久留米西					島嶼（しょ）	大島	
	武蔵村山						大島海洋国際	
	羽村						新島	
	秋留台						神津	
	五日市						三宅	
	田無						八丈	
	保谷					６		
	田無工業							
２３			１４			計 91　校		

常置委員会規程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ（以下、本会という）連合会施行細則第１３条に基づき常置委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の任務）

第２条　常置委員会は、本会の活動推進に関わる事項について、これを審議し、運営委員会に提案する。

（各委員会と審議事項）

第３条　常置委員会は次のとおりとする。各委員会は、各項に記す事項を審議する。

（１）　組織検討委員会
- 本会の運営に関すること

（２）　学校教育委員会
- 健全育成に関すること
- 生涯学習関係事業に関すること
- 高等学校教育に関すること
- 高校生の進路対策に関すること

（３）　調査広報委員会
- 広報活動に関すること
- 情報の収集、調査、研究に関すること

（４）　東京地区大会実行委員会
- 東京地区大会に関すること

（５）　災害復興対策委員会
- 東日本大震災後の復興に関すること

（構成）

第４条　常置委員会は、各地区より選出されたすべての理事、必要に応じて各地区から募る協力員によって構成される。

（委員長等の選任）

第５条　委員の互選により委員会ごとに、委員長、副委員長、必要に応じて書記および会計を選出する。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は１年とするが、東京地区大会実行委員会についてはこの限りでない。

（委員長・副委員長の任務）

第７条　委員長は委員会を代表し議長となる。

２．委員長は、委員会活動に関する計画および結果について、運営委員会に報告する。

３．副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

（委員会の招集）

第８条　委員会は、委員長が招集する。

（議事録の作成）

第９条　委員会議事録は、その経過および結果を記載し、委員によって作成される。

２．議事録は、委員長が署名捺印の上、所定の場所に保管する。

付則

本規程は、平成１５年2月２３日から施行する。

平成１６年	５月２２日	改正	同年	６月２０日	施行
平成２０年	３月２７日	改正	同年	３月２８日	施行
平成２０年	５月１５日	改正	同年	５月１６日	施行
平成２４年	５月２０日	改正	同年	５月２１日	施行
平成２５年	４月１１日	改正	同年	４月１２日	施行

選挙に関する規程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、本会という）施行細則第１３条に基づき、会長選挙に関する選挙管理委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（実務）

第２条　選挙管理委員会は次の実務を行う。

１．選挙の告示および再告示

２．立候補届出書および所信表明書の受付、資格審査、追加募集

３．選挙資料および選挙公報の送付

４．投票および開票実務

５．選挙資料の開示、選挙の異議申し立ての受付

６．選挙の確定と選挙結果の開示発表

７．その他、選挙管理に必要な事項

（構成）

第３条　選挙管理委員会は、各地区の単位ＰＴＡ会長から１名ずつ選出された選挙管理委員によって構成する。

２．会長選挙の立候補者、副会長、地区長、理事、評議員および監事は選挙管理委員会の構成員にはなれない。

（任期）

第４条　選挙管理委員の任期は、原則として当該年度定期総会より次年度定期総会までとする。ただし補充された選挙管理委員の任期は前任者の残りの期間とする。また、再任は妨げない。

（委員長等の選任）

第５条　選挙管理委員会は、委員の互選により委員長、副委員長、書記および会計各１名を選出する。

（選挙の告示）

第６条　会長選挙は全地区より立候補者を募り、全体より会長１名を選出する。

２．会長選挙はその選挙日の少なくとも５週間前に、選挙の日時、場所、立候補届出期間、その他必要と認めた事項について告示する。告示方法は、本会のホームページおよび当該年度加盟単位ＰＴＡを通じて、各単位ＰＴＡ会長およびＰＴＡ会長ＯＢの立候補有資格者に通知するものとする。なお、連絡先不明あるいは不在のため連絡が取れない場合はこの限りでない。

（立候補資格および届出）

第７条　立候補資格は当該年度加盟の単位ＰＴＡ会長および単位ＰＴＡ会長退任年度を含めて３年以内の者（当該年度本会加盟校に限る、ただし閉校または閉課程校についてはこの限りでない）とする。

２．会長に立候補する者は、受付期間の終了までに立候補届出書に所信表明書を添えて選挙管理委員会に郵送またはメール便、持参等により提出する。

（資格審査、受付状況の開示、追加募集）

第８条　選挙管理委員会は立候補の提出書類を確認し資格審査を行い、受領確認証を立候補者に交付する。また、所属地区名、立候補者氏名、審査結果等の受付状況について所定の方法でこれを開示する。

２．資格審査では第７条第１項を満たしていることを書面にて確認する。

３．立候補者が複数名に満たない場合は、ホームページ等で少なくとも１週間の追加受付期間を設け追加募集を行うことを通知する。追加の立候補者は第７条第２項によって提出書類を選挙管理委員会に送付する。

（選挙権者）

第９条　会長選挙における選挙権者は、当該年度の加盟単位ＰＴＡ会長（または代理人）、運営委員会構成員とする。

（立候補者の公示および選挙公報の送付）

第１０条　選挙管理委員会は立候補の最終受付締め切り後、第９条の選挙権者当該立候補者に、立候補者の所属地区名、立候補者氏名、経歴、所信表明内容等を書面にて通知する。

（立候補辞退）

第１１条　立候補を辞退しようとするときは、その旨を立候補辞退届出書により選挙管理委員会に届出しなければならない。

（立会演説会）

第１２条　選挙投票日には立会演説会を開催し、候補者は口頭にて所信表明を行う。

（投票）

第１３条　投票は投票日当日定められた投票所において第９条に規定する選挙権者が無記名によって行う。

２．島嶼（しょ）地区は前項にかかわらずＦＡＸ等により選挙管理委員会宛への期日前投票を行うことができる。

３．第９条に規定する代理人は、選挙の行われる当該年度の単位ＰＴＡ会長と同一ＰＴＡの会員とし、投票日当日選挙管理委員会に委任状の提出をもって代理人とみなす。

（当選）

第１４条　第１３条の投票の結果有効投票の過半数を得た者を当選とする。

２．会長の立候補者が１名の場合、信任投票を行い、過半数をもって当選とする。

（決選投票および当選者の決定）

第１５条　有効投票の過半数を得たものがいない場合は、上位２名による決選投票を行い、上位の者を当選とする。

２．決選投票において得票数が同数の場合は選挙管理委員会の定める抽選方法により当選者を決定する。

（再告示）

第１６条　立候補者がいない場合、または第１４条第２項により会長立候補者が信任されなかった場合は、選挙管理委員会は所定の手続きにより再告示を行う。

（選挙資料の開示と異議申し立て）

第１７条　選挙終了後、選挙に関わる資料は本会事務所にて開示する。選挙結果に対する当該選挙権者および当該立候補者の異議申し立ては選挙日から７日以内に選挙管理委員会に行う。

２．異議申し立て内容は、本規程に沿って適正に実施されたかに限るものとし、選挙管理委員会は申し立て受領後、速やかに回答する。

（選挙の確定および結果の開示）

第１８条　選挙は第１７条の異議申し立て期間の終了日を持って確定し、選挙結果について速やかにこれを開示する。

（不適格事由に伴う取り扱い）

第１９条　当選者が選挙確定後の総会における報告までの期間に下記に該当する事由により、職務遂行が困難または不適切であると選挙管理委員会が判断し、運営委員会がこれを承認した場合、当該投票の次点者をもって当選者とする。

２．次点者の得票数が有効投票数の５分の１以上を必要とし、これに満たない場合は改めて選挙の告示を行い、所定の手続きにて選挙を行う。

（判断事由例）

① 本人の死亡
② 本人からの辞退申し出
③ 被選資格の喪失
④ 長期療養を要する疾病
⑤ 刑事罰等を受けた時

付則

本会の会長は、委員長に対して会議に出席を求めることができる。

本規程は、平成１０年１２月１３日より施行する。

平成１２年	６月２４日	改正	同年	６月２５日	施行
平成１６年	４月１７日	改正	同年	６月２０日	施行
平成１９年１２月	６日	改正	同年１２月	７日	施行
平成２０年	２月	１日	改正	同年	２月	２日	施行
平成２０年	５月１５日	改正	同年	５月１６日	施行
平成２１年	５月２１日	改正	同年	５月２２日	施行
平成２３年	１月２６日	改正	同年	１月２６日	施行
平成２５年	４月１１日	改正	同年	４月１２日	施行

東京地区高等学校ＰＴＡ連合会大会実施規程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、本会という）施行細則第１３条に基づき、東京地区高等学校ＰＴＡ連合会大会（以下大会という）の準備および運営、その他必要な業務を円滑に進めることを目的とする。

２．大会は、本会が主催する。

（事業）

第２条　第１条の目的を達成するために、次の事業を行う。

１．大会の開催準備および運営に関すること。

２．大会要項および予算書の作成をすること。

３．大会報告書を作成発行すること。

４．その他目的達成に必要な事項に関すること。

（体制）

第３条　大会の会長は、本会会長が兼務する。

２．東京地区大会実行委員会（以下本委員会という）を設置し、委員長、副委員長、書記、会計は、常置委員および協力員の互選により選出する。

３．大会の運営は、大会会長、常置委員会、必要に応じて各地区より協力員を得て運営体制を構築する。

４．本会会長は、必要に応じて、各地区長、次年度大会実行委員、その他の者を大会運営委員に委嘱することができる。

（任期）

第４条　本委員会の委員の任期は、当該大会の報告書提出までとする。

（会計）

第５条　会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、本会の運営委員会に会計報告する。

２．本委員会の運営費並びに大会開催に関する費用は、一般社団法人全国高等学校ＰＴＡ連合会からの助成金・各単位ＰＴＡの分担金、参加者の参加費およびその他の収入をこれにあてる。

３．各単位ＰＴＡの分担金と参加費は、本委員会の発議により、本会の運営委員会において決定する。

この規程は、平成１３年６月２４日より実施する。

平成１５年２月２２日	改正	同年２月２３日	施行
平成１６年４月１７日	改正	同年４月２０日	施行
平成２０年３月２７日	改正	同年３月２８日	施行
平成２５年４月１１日	改正	同年４月１２日	施行

事 務 局 規 程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、本会という）施行細則第１３条に基づき、事務局の運営を円滑にし、合理的にすることを目的とする。

（業務内容）

第２条　事務局の業務内容は次のとおりとする。

１．文書の収受・発送に関すること

２．予算・決算の補佐および経理に関すること

３．財産および物品の管理に関すること

４．事業の企画、立案、調査の補佐および連絡調整に関すること

５．大会・総会・役員会・運営委員会・評議員会等の各種会議に関すること

６．その他事務

（事務局員）

第３条　事務局に事務局長をおくことができる。

２．事務局に事務局員を置くことができる。

３．事務局長を含む事務局員は運営委員会において選任する。

４．必要に応じてアルバイトを採用することができる。

（職務）

第４条　事務局長を含む事務局員は運営委員会の命を受けて事務を処理する。

２．事務員は事務局長の指示に従い業務に従事する。

事務局長が欠員の場合は、会長、副会長、運営委員会で選任された者が指示を行う。

３．会則第２２条第３項により事務局長を含む事務局員が会議に出席する場合は、本規程第２条第１～５項までの業務に限定する。

（採用および解雇）

第５条　事務局長を含む事務局員の採用および解雇は、運営委員会の決定をうけ会長が行う。

２．新たに事務局員となる者は、採用前に次の書類を会長に提出しなければならない。

（１）　履歴書

（２）　身上書

（３）　健康診断書

（４）　その他必要とする書類

３．前項により提出した書類の記載事項に相違が生じた時は、その都度速やかに会長に届けなければならない。

（服務基準）

第６条　事務局長を含む事務局員は、誠実に職務に専念しなければならない。

（遵守義務）
第７条　事務局長を含む事務局員は、会則、施行細則、諸規程を理解し、本会の規則を守り、職務に務めなければならない。
２．事務局長を含む事務局員は、職務上知り得た情報について守秘義務を負う。
３．事務局長を含む事務局員は、いかなる理由があっても本会の会長・副会長選挙に関与してはならない。
（懲戒）
第８条　事務局長を含む事務局員は第４条に違反し、あるいは本会の信用を傷つけ、または本会の運営に支障をきたす行為があったときは、運営委員会において懲戒（厳重注意または免職）に処することができる。
（雇用契約および締結）
第９条　勤務形態および雇用条件については雇用契約による。会長は雇用契約締結に際しては、運営委員会に諮り承認を得る。
（届出の義務）
第１０条　遅刻、早退、欠勤または休暇の際は、予め会長に届けなければならない。なお、やむをえない時は、事後速やかに届け出るものとする。
（契約期間）
第１１条　事務局員の契約期間は１年契約とし再契約は妨げない。ただし、最長３年までとする。会長は再契約に際し、運営委員会に諮り承認を得る。
（規程外の事項）
第１２条　この規程に定めるもののほか、服務に関し必要な事項は、運営委員会に諮り、承認を得て会長がこれを定める。
付則
本規程は、昭和６１年２月１日より施行する。

平成　４年	８月１８日	改正	同年　８月１９日　施行
平成１１年	３月２７日	改正	同年　３月２８日　施行
平成１２年	１０月２８日	改正	同年１０月２９日　施行
平成１４年	４月２０日	改正	同年　４月２１日　施行
平成１６年	４月１７日	改正	同年　６月２０日　施行
平成２０年	５月１５日	改正	同年　５月１６日　施行
平成２０年	１０月１７日	改正	同年１０月１８日　施行
平成２３年	１月２６日	改正	同年　１月２７日　施行
平成２５年	４月１１日	改正	同年　４月１２日　施行

経　理　規　程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、本会という）施行細則第１３条に基づき、経理に関する必要な事項を定めることを目的とする。ただし、規程に定められていない事項に関しては、予め会長の承認を受けて処理することができる。

（帳簿）

第２条　会計は、次の帳簿を備える。

１．仕　訳　帳

２．総勘定元帳

３．補　助　簿

・特別会計簿

・備品台帳

・現金出納帳

・借入金台帳

・預り金台帳

・月次試算表

・給与台帳

・証憑書類綴（発注書・納品書・請求書・領収書）

・その他必要な帳簿

（会計）

第３条　金銭の出納は、会計担当副会長の捺印のある入金伝票・出金伝票・振替伝票によらなければならない。

２．金銭の出納は、小口現金制度を採用し、１０万円を限度とする。

３．物品の購入手続きは以下のとおりとする。

決裁金額	決裁権限	摘　要
１万円以下	会長	
１万円超～５万円まで	会長	起案書を作成し、承認印を持って決裁
５万円超～１０万円まで	役員会	起案書を作成し、構成員の過半数以上の承認印を持って決裁
１０万円超	運営委員会	起案書を作成し、構成委員の過半数以上の承認を受け議長の承認印により決裁

４．契約全般についての締結は、運営委員会に諮り構成員の過半数以上をもって決定する。

（名義人）

第４条　預貯金の名義人は会長とする。ただし、委嘱を受けた会計担当副会長をもって、代理人とすることができる

（照合）

第５条　預貯金・金銭の残高については、必要に応じて、会長・副会長の立会いのもとに帳簿と照合をしなければならない。

（予算の執行）

第６条　予算の執行は会長が統括し役員会が分担する。なお、予算の執行状況を運営委員会に必要に応じて報告する。

（補正予算）

第７条　補正予算の必要のある場合は、会長は役員会をもって補正予算を作成し運営委員会に諮り構成員の過半数以上の承認を受けなければならない。

（決算）

第８条　本会の財務報告は、毎会計年度終了後３ヵ月以内に役員会において作成し、監事の監査を受けて運営委員会の承認を得なければならない。

２．会計の決算上余剰金が生じた時は、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財政に編入することができる。

３．財務報告は以下の書類により行う。

- 収支計算書（総括表、一般、全国大会）
- 正味財産増減計算書（総括表、一般会計、全国大会）
- 貸借対照表（総括表、一般会計、全国大会）
- 機器リース表
- 賃貸契約書
- 財産目録

４．月次予算実績管理を行い、３ヶ月毎に運営委員会に報告する。

（監査）

第９条　監事は監査規程に基づき監査を行う。

付則

本規程は、昭和６１年２月１９日より実施する。

平成 ４年	８月１８日	改正	同年 ８月１９日	施行
平成 ７年	３月２２日	改正	同年 ３月２３日	施行
平成１１年	３月２７日	改正	同年 ３月２８日	施行
平成１６年	４月１７日	改正	同年 ４月１８日	施行
平成２０年	５月１５日	改正	同年 ５月１６日	施行
平成２５年	４月１１日	改正	同年 ４月１２日	施行

監　査　規　程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、本会という）施行細則第１３条に基づき、経理が経理規程に則り適切に執行処理されていることを調査・確認し、その信頼性を高めることを目的とする。

（監査回数）

第２条　監査は、中間監査および本監査の年２回行う。また必要に応じて臨時監査を行うことができる。

（監査項目）

第３条　監査は以下の書類について調査・確認を行う。

（１）　会計帳簿

（２）　預貯金通帳の原本、残高証明書、現金

（３）　収入および支出に係る請求書、領収書等の証拠書類

（４）　備品台帳および契約書

（５）　決算書

（６）　承認書類

（７）　その他必要書類

（監査手順）

第４条　監査は監事が行い、担当副会長、会計担当理事または地区長、事務局員がこれに立ち会う。

２．監査に当たり、以下の点に留意しこれを進める。

（１）　金額に応じ権限者、権限機関の承認を得て執行されていること。

（２）　適切な請求による支払いであること。領収書等の証明書があること。

（３）　会計帳簿、証明書類（納品書、請求書等）、預貯金通帳の原本（複写コピーは不可）および残高証明書、現金等が整備され、提示されていること。

（４）　金額の誤り、記入漏れがないこと。各書類での整合性が取れていること。

（５）　納品あるいは購入の事実。

（６）　その他必要事項。

（監査報告）

第５条　監査結果については、これを遅滞なく監査報告書に取り纏め、署名捺印の上、中間監査および臨時監査については運営委員会に、本監査および重大な疑義が確認された場合は、運営委員会および総会にこれを報告する。

２．監査結果に不備が認められた場合は、以下の処置を行う。

（１）　記載等の誤り、計算間違い等の軽微な誤りについては、立会い者に確認の修正の上指示する。

（２）　承認手続きの不備、各種書類間の一部不整合、証明書類の不備等がある場合は、立会者より理由を聴取し監査報告書にその旨を記載する。

（３）　権限を逸脱した入出金、各種書類の改竄、不自然な入出金など重大な事項が認められた場合は、立会者より理由を聴取し監査報告書にその旨記載報告の上、運営委員会に対応を求める。

付則

本規程は、平成２１年５月２２日より実施する。

平成２５年４月１１日　改正　　同年４月１２日　施行

表　彰　規　程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、本会という）施行細則第１３条に基づき、ＰＴＡにおける活動が、本会の目的である青少年の健全育成と生涯学習の振興に貢献したことに対して表彰を行い、もって教育の向上と文化の振興発展に寄与することを目的とする。

（被表彰者および表彰の方法）

第２条　次の各号の一つに該当する者に表彰状を授与する。

１．本会の目的に沿う活動に顕著な功労があった個人および団体。

２．その活動が他の模範とするに相応しい団体。

３．その他役員会・運営委員会において推薦する。

（表彰の時期）

第３条　表彰は、定期総会において行うことを原則とする。ただし、役員会が必要と認めた場合には随時行う。

（表彰の手続き）

第４条　表彰の手続きは、各地区連合会並びに単位ＰＴＡより本会に申請書を提出し、その申請に基づいて運営委員会にて選考の上決定する。

（申請書の提出期日）

第５条　申請書の提出期日は、毎年５月末日とする。

（被表彰者の推薦）

第６条　文部科学省、東京都、全国高等学校ＰＴＡ連合会大会、東京地区高等学校ＰＴＡ連合会大会、その他の表彰者についての被表彰者の推薦については、本規程に準じて行う。

（その他の表彰）

第７条　次の各号の一つに該当する者に感謝状を贈呈することができる。

１．退任ＰＴＡ会長

２．退任学校長

３．退任顧問・相談役

（申請書様式）

第８条　個人表彰には、次の事項を記入する。

１．現住所・氏名・生年月日

２．高等学校におけるＰＴＡ活動経歴

３．表彰規程第２条第１項、２項、３項に該当する項目を具体的に明示する。

４．その他参考となる事項

第９条　団体には、次の事項を記入する。

１．所在地および名称

２．会長名

３．設立年月日、組織および沿革

４．運営の状況および実績

５．表彰規程第２条第１項、２項、３項に該当する項目を具体的に明示する。

６．その他参考となる事項

付則

本規程は、昭和６１年２月１９日より実施する。

平成 ２年	４月１３日	改正	同年 ４月１４日	施行
平成 ４年	８月１８日	改正	同年 ８月１９日	施行
平成１１年	３月２７日	改正	同年 ３月２８日	施行
平成１６年	４月１７日	改正	同年 ４月１８日	施行
平成１８年	５月１８日	改正	同年 ５月１９日	施行
平成２０年	５月１５日	改正	同年 ５月１６日	施行
平成２０年	５月２７日	改正	同年 ５月２８日	施行
平成２５年	４月１１日	改正	同年 ４月１２日	施行

旅　費　規　程

（目的）

第１条本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会(以下、本会という)施行細則第１３条に基づき、会務のため旅行する本会会長、副会長、理事、評議員、委員および事務局の職員並びに役員会にて指名された者に対して支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

（支給の範囲）

第２条　旅費の支給の範囲は次のとおりとする。

１．公式に開催される総会･役員会･運営委員会･評議員会･常置委員会･特別委員会･選挙管理委員会･地区長会等に、会長･副会長･評議員･特別委員･選挙管理委員がその任により出席する時

２．公式に開催される運営委員会･常置委員会･地区長会等に、地区長･理事･常置委員会協力員がその任により出席する時

３．本会の会務により、本会を代表して会議･陳情等に参加出席する時

４．本会の会務により、事務連絡のため出張する時

５．本会を代表して各地区、全国高Ｐ連の年次大会･各地区大会および会長･事務局長会議に出席する時

６．全国高Ｐ連大会等で被表彰者となり表彰式に出席する時

７．その他、役員会で必要と認めた時

（種別）

第３条旅費の種別は、交通費、宿泊費として別表により支給する。

付則

本規程は、昭和６１年２月１９日より実施する。

平成　４年　８月１８日　改正	同年　８月１９日　施行
平成１０年１１月２８日　改正	同年１１月２９日　施行
平成１６年　４月１７日　改正	同年　４月１８日　施行
平成２０年　５月１５日　改正	同年　６月１３日　施行
平成２３年　７月　１日　改正	同年　７月　２日　施行
平成２５年　４月１１日　改正	同年　４月１２日　施行

＜別　表＞

種別	第２条 第１項	第２条 第２項	第２条 第３項	第２条 第４項	第２条 第５項	第２条 第６項
対象者	会長 副会長 評議員 特別委員 選挙管理委員	地区長 理事 常置委員会協力員	本会を代表	担当役員 または 事務局員	本会を代表	全国高Ｐ連 大会等の被 表彰者
支給 活動	総会・役員会・運営委員会・評議員会・常置委員会・特別委員会・選挙管理委員会・地区長会等	運営委員会・常置委員会・地区長会等	会議 陳情等	事務連絡のための出張	全国高Ｐ連の年次大会・各地区大会および会長・事務局長会議	表彰式への出席
交通費	中北　５００円 東北・中南・西北 ７００円 東南・西南 １，０００円 島嶼（しょ） 実　費	東北・中北 中南・西北 ３００円 東南・西南 ５００円 島嶼（しょ） 実　費	実　費	実　費	実　費	大会開催地までの往復の実費
宿泊	0	0	0	0	実　費	0
その他	—	差額等は地区にて補填する、金額、支払い方法は地区の決定による	—	—	—	—

特別活動資金規程

（目的）
第１条　本規程は、平成２４年度東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会定期総会において承認された、本会の一般会計予備費からの支出を原資とする特別活動資金（以下、本資金とする。）の利用に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

（収入）
第２条　原資以外の本資金に対する新たな収入については、総会の承認によりこれを決定する。但し、利子収入を除く。

（使途）
第３条　本資金からの支出は、以下の使途に限定する。
（１）加盟校地域（島嶼部を含む）における地震等の災害発生時に対する緊急支出。
最低限の都高Ｐ機能を維持するなどに必要な費用の原資とし、４００万円を確保する
（２）加盟地区連合会の地区活動の振興費。
複数地区の合同活動などを対象とし、年間１００万円を上限として支出する

（支出手続）
第４条　本資金からの支出は、第３条に基づき、災害発生時に対する緊急支出は役員会が予算化、地区活動の振興費は主催加盟地区連合会が予算化し、運営委員会の審議・承認を受けてからこれを支出する。
（２）但し、第３条（１）の支出において、災害時等にあって運営委員会の開催が著しく困難な場合には、役員会において支出を決定できる。この場合には、可能になった時点で速やかに運営委員会を召集し、これを報告して事後承認を受けるものとする。

（会計年度）
第５条　本資金の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経理）
第６条　本資金の経理は、本会経理規程に基づき一般会計と同様にこれを行なう。
（２）但し、第３条（１）の支出における経理において、災害時等にあって経理規程に基づく事が著しく困難な場合には、会長が臨時処置を取る事ができる。この場合は、通常経理が可能となった時点で速やかに清算を行い、臨時処置の内容と清算結果を運営委員会に報告して事後承認を受けるものとする。

（監査）
第７条　本資金の会計監査は、本会監査規程に基づき一般会計と同様に監事がこれを行い、総会に結果を報告する。

（特別資金の廃止）
第８条　本資金の残高が、その目的に値する額を下回る金額となった場合、総会の承認の上、その残高を一般会計に組み入れて本資金を廃止する。

付則　本規程は、平成２４年　９月１９日より施行する。

慶　弔　規　程

（目的）

第１条　本規程は、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会（以下、本会という）施行細則第１３条に基づき、慶弔に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

（弔慰）

第２条　本規程の対象者および基準は、次の区分による。

１．単位ＰＴＡ会長および校長の死亡・・・・・・・・・・１０，０００円

２．本会の顧問・相談役の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・１０，０００円

３．会長・副会長・地区長・理事の死亡・・・・・・・・・１０，０００円

４．その他役員会が必要と認めた場合

５．前項に該当する者の死亡を知ったときは、埋葬の日時・場所等を会長・副会長・事務局に速報するものとする。

（傷病見舞金）

６．上記の対象者が１ヶ月を越える病気並びに損傷による入院・・・・・・・・・・・・・１０，０００円

７．その他、役員会が必要と認めた場合

第３条　慶事においては、役員会にてその都度決める。

なお、日本を代表して国際大会に出場する生徒（個人および団体）・・・・・・１０，０００円

付則

本規程は、昭和６１年２月１９日より実施する。

平成　４年	８月１８日	改正	同年　８月１９日	施行
平成１１年	３月２７日	改正	同年　３月２８日	施行
平成１６年	４月１７日	改正	同年　４月１８日	施行
平成２０年	５月１５日	改正	同年　５月１６日	施行
平成２５年	４月１１日	改正	同年　４月１２日	施行

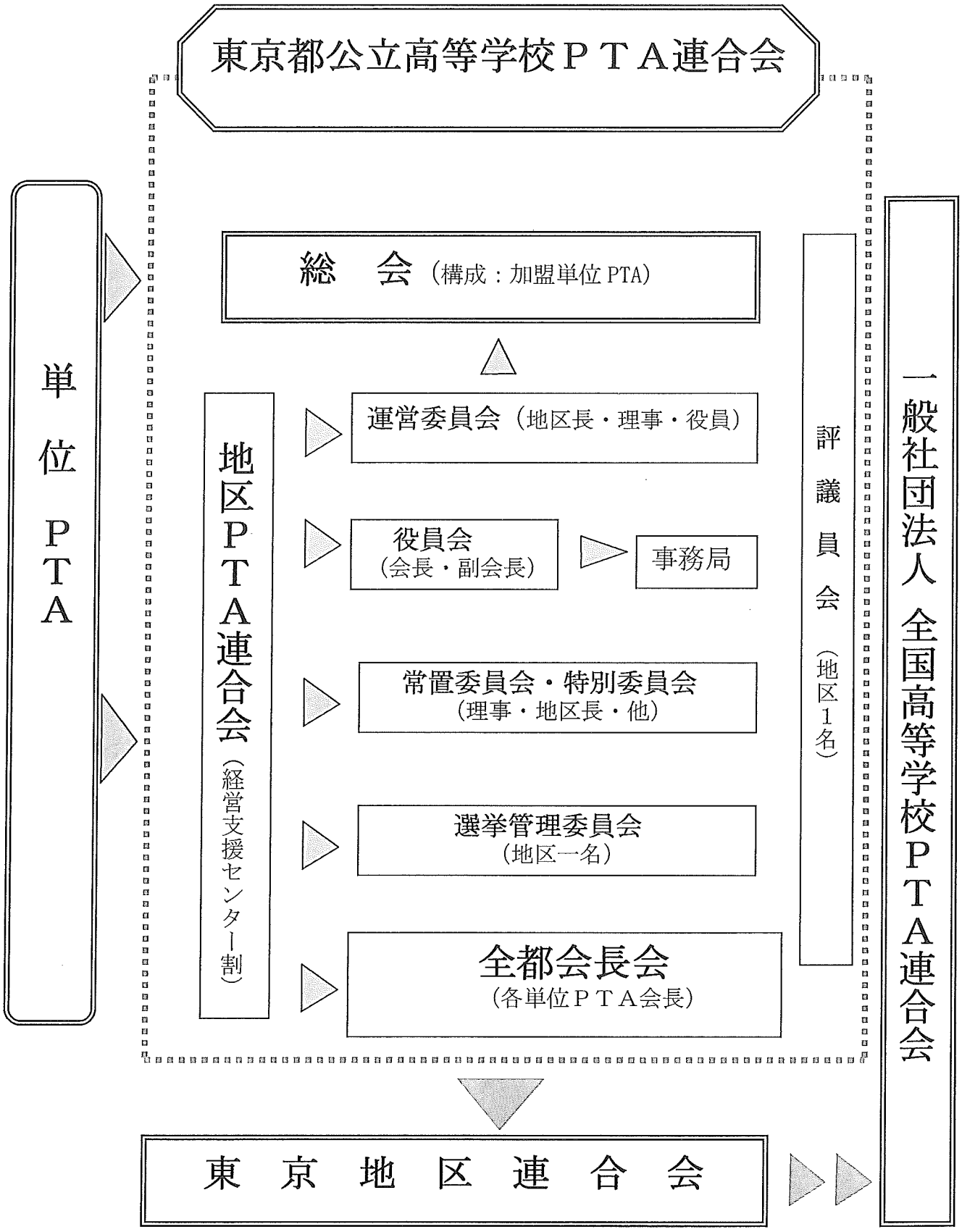
東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会
単位ＰＴＡ
総　会（構成：加盟単位 PTA）
地区ＰＴＡ連合会（経営支援センター割）
運営委員会（地区長・理事・役員）
役員会（会長・副会長）
事務局
常置委員会・特別委員会（理事・地区長・他）
選挙管理委員会（地区一名）
全都会長会（各単位ＰＴＡ会長）
評議員会（地区1名）
一般社団法人 全国高等学校ＰＴＡ連合会
東京地区連合会

東京都公立高等学校PTA連合会
167－0052　東京都杉並区南荻窪4丁目29番10号　田丸ビル205号
TEL　03－5941－5067　　FAX　03－5941－5068
http://www.tokoupren.org　　e-mail:jimukyoku@tokoupren.org